

## 第一条 (目的)

この法律は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、他の法律の定める規定や規制その他の制度の改革、政策課題の解決のためのその他の取り組みを行うことにより、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、基本理念、政府による総合特別区域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置、その他国の責務等について定め、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

## 第二条 (定義)

この法律において「総合特別区域」とは、国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域をいう。

2 この法律において「国際戦略総合特別区域」とは、内閣総理大臣が、当該区域において産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進するとともに、この法律に基づく他の法律の定める規定や規制その他の制度の改革、政策課題の解決のためのその他の取り組みを行うことにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として指定する区域をいう。

3 この法律において「地域活性化総合特別区域」とは、内閣総理大臣が、当該区域において地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進するとともに、この法律に基づく他の法律の定める規定や規制その他の制度の改革、政策課題の解決のためのその他の取り組みを行うことにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として指定する区域をいう。

4 この法律において「法令の特例措置」とは、法律により規定された規制その他の制度（以下「規制等」という。）について、内閣総理大臣が「国際戦略総合特別区域」又は「地域活性化総合特別区域」として指定する区域において、この法律に基づく他の法律の定める規定や規制その他の制度の改革、政策課題の解決のためのその他の取り組みを行うために講じられる特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制等の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

5 この法律において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港湾局をいう。**(さらに拡大の余地はないか、要検討)**

### 第三条（基本理念）

総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化は、当該総合特別区域における自然的、経済的及び社会的な特性を最大限に活用しつつ、この法律に基づく他の法律の定める規定や規制その他の制度の改革、政策課題の解決のためのその他の取り組みを行い、それらに伴う経済的社会的効果の他の地域への波及により、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを基本とし、地方公共団体、民間事業者及び地域住民が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取り組みに対して国が総合的かつ集中的に施策を講ずることを旨として、行わなければならない。

### 第四条（国の責務）

国は、前条に定める基本理念にのっとり、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的に策定し、この法律に基づく他の法律の定める規定や規制その他の制度の改革、政策課題の解決のためのその他の取り組みを行い、及び実施する責務を有する。

2 国は、この法律において、第二章・・・で定める総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本方針（以下「総合特別区域基本方針」という。）に掲げられた事項の実施に関して、この法律に基づく他の法律の定める規定や規制その他の制度の改革、政策課題の解決のためのその他の取り組みを行うために必要な措置を講じなければならない。

### 第五条（総合特別区域における関連する施策との連携）

国及び地方公共団体は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の推進、政策課題の解決に当たっては、都市の国際競争力の強化に関する施策、経済社会の構造改革の推進に関する施策、地域の活力の再生に関する施策その他の総合特別区域における関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

2 前項の実施に当たり、国及び地方公共団体は、この法律に基づく他の法律の定める規定や規制その他の制度の改革、政策課題の解決のためのその他の取り組みを行うために必要な措置を講じなければならない。

平成 23 年 1 月 11 日  
総合特区・規制改革小委員会  
(総則部分案)